

6/9 赤旗

友人の集まり「共謀罪」対象

「組織的犯罪集団」要件極めて曖昧

参院委で山添議員

政府が「処罰されるのは組織的犯罪集団に限られる」と説明してきた「共謀罪」法案で、どんな集まり



山添拓廣
参院法務委

が組織的犯罪集団と見なされるかが極めて曖昧で、一般人が当局の判断次第で捜査や処罰の対象とされる危険性が浮き彫りになりました。8日の参院法務委員会、日本共産党の山添拓廣

が組織的犯罪集団と見なされるかが極めて曖昧で、一般人が当局の判断次第で捜査や処罰の対象とされる危険性が浮き彫りになりました。8日の参院法務委員会、日本共産党の山添拓廣

山添氏は、複数人で行われる犯罪について、共犯と組織的犯罪集団の違いは何かを問いました。共犯なら計画の段階では処罰されない一方、組織的犯罪集団と見なされれば共謀罪の対象となり、計画段階で直ちに罪に問われることになりま

本法案の「組織的犯罪集団」の要件に当てはまるか、つまり「継続的結合体」かどうかや、指揮命令関係や役割分担があるかどうかをみると、長々と述べました。

山添氏は、「継続的結合体に当たるとするために、どんな事実が必要なのかを一切言っていない」と批判。2008年の神戸地裁判決を例に、裁判の現場では、振り込め詐欺グループが「団体」と認定されていることを示し、「3人組にリーダーがいて、一定の役割分担があれば、団体にも組織的犯罪集団にも当たる」と述べました。この裁判で弁護側は「単なる友人の集まり」だと主張したものの、地裁は「団体」と認定しました。

山添氏は、実務では緩やかに認定されており、政府答弁と矛盾するとして「処罰されるか、されないかの境目が大変あやふやだ。本法案の本質的な問題だ」と批判しました。↓関連③面

一般人標的の監視社会

日本共産党の山添拓議員は8日の参院法務委員会で、「共謀罪」法案によって一般人が処罰・捜査の対象となる危険性を追及しました。

「計画」前にも捜査

山添氏は、警察が一般市民を監視・尾行した「堀越事件」をとり上げながら、共謀罪によって何ら犯罪行為に及んでいない一般人が一捜査の對象とされ、監視や盗聴が横行する恐れがあると指摘しました。

同事件は、社会保険庁職員だった堀越明男さんが休日「しんぶん赤旗」を配布したことが国家公務員法の「政治的行為の制限」に反するとして逮捕・起訴されたもの。2012年に最高裁で無罪判決が確定。

同事件で警察は、身外配布の前から「任意捜査」として堀越さんへの尾行・盗撮を行い、他人との接触や飲食店への入店など、プライベートな行動を洗いざらい調査。さらに「必要証拠収集のため」として捜査対象としました。山添氏は、同事件を挙げ、「犯罪の実行行為の前であっても、任意捜査は可能か」と指摘

政府答弁破綻 共謀罪の危険 山添氏の追及

摘し、「政府の答弁は今後の犯罪に関係ない行動や通信も捜査や司法判断を絡めることには到底ならない。捜査機関がターゲットにした人に対し、」と批判しました。



質問する山添拓議員＝8日、参院法務委

また。一方で、盗聴対象とする「疑義がある」「テロ等準備罪は通信傍受を伴う」と指摘しました。

団体の要件不明確

政府は「組織的犯罪集団」と主張したのを避けて、緩やかに共謀罪の主体を「限定」したとし、一般人は処罰や捜査の対象とならないとしている。サークルや同窓会、楽団を「コト」するアマチュア合唱団などは、共謀罪の主体とはならないというのです。山添氏は改めて、「組織的犯罪集団とは何か」と迫りました。

林刑事局長は「継続的結合体」に当たらない「など」として複数した場合は「組織的犯罪集団」とされれば直ちに共謀罪で処罰されます。しかし、条文上は「結合関係の基礎としての共同の目的」が一定の犯罪の実行にある場合、「組織的犯罪集団」となる仕組みであり、適用範囲が不明確で、国民の萎縮、権力乱用の恐れが指摘されています。

山添氏は、裁判例では振り込め詐欺のグループについて「リーダーの存在、実行犯の出し手、現金運搬役などの役割分担の存在に着目し、弁護団が「単なる友人の集まり」

山添氏が「大臣はほごごご存在しない」と厳しく指摘しました。戦前、国民の思想・内心を弾圧・統制し、国民を侵略戦争に駆り立てた治安維持法への反省は、国民の内心を処罰し、監視社会をもたらす「共謀罪」法案を審議する上で根本的な問題です。

金田法相は「治安維持法は適法に制定され、凶悪・拘禁、刑の執行も適法だった」と言い放っています。横濱事件は、出版記念の宴会を「共産党の目的のための行為」として関係者を逮捕した事件でした。治安維持法の危険性、乱用性を示す代表的弾圧事件を知らず「適法」だと発言したのでしょうか。

戦前の弾圧・横浜事件知らずに「治安維持法は適法」 金田法相

金田法相は「歴史的に、憲法は定められたその認識の上に刑罰法規の在り方を考えるべきだ。法案は誰でも対象にできる点で治安維持法よりたちが悪い」という参考人の意見に耳を傾けるべきだ」と指摘しました。結局、捜査機関の判断次第で、一般人が処罰・捜査の対象になる重大な危険が改めて浮き彫りになりました。

盗聴法の適用対象

山添氏は、共謀罪の犯罪捜査のために盗聴が行われるのではないかと追及。現行の盗聴法（通信傍受法）の対象犯罪に含まれる「長期2年以上の懲役もしくは禁錮の懲役を科する禁錮にあたる

盗聴法の適用対象

罪の中に共謀罪が含まれるのかと迫りました。林刑事局長は「テロ等準備罪の法定刑は、この長期2年以上の懲役もしくは禁錮にあたる罪」と認め